

はじめに 3

第1章 アメリカビザの基礎知識 11

1-1 ビザとは何か? 12

ビザ(査証)とは? / ビザが必要な人は誰か? / ビザと滞在資格との違いは?

1-2 アメリカのビザにはどんな種類があるのか? 15

日本人が申請可能な短期滞在型ビザの種類 / 配偶者と子供のビザ

1-3 新規取得の大まかな流れ 17

渡米目的とビザ種類の選択 / 学生のビザ選択 / 研究者のビザ選択 / 企業研修のビザ選択 / 申請書類の準備 / DS-160 ビザ申請書類の作成 / ビザ申請費用の支払い / ビザ面接予約 / ビザ面接 / 第2次審査 / 審査状況の確認 / ビザ発給 / 航空券の手配・渡航

1-4 入国・滞在時の注意 35

入国に際して / 入国後の注意点

第2章 F-1 学生ビザ 39

2-1 F-1 学生ビザとは? 40

アメリカで学生をするためのビザ / F-1ビザを取得できるのはどんな学校なのか? / F-1ビザにより何年間滞在できるのか? / 不法滞在 / 移民する意思は見せてはいけない / 配偶者・子供のビザは?

2-2 F-1ビザの取得方法と必要書類の準備 45

F-1ビザ取得の流れ / 必要書類

2-3 F-1ビザの面接 61

面接予約 / 大使館面接

2-4 入国・滞在時の注意 80

入国時の注意／日本に一時帰国する際の注意点／滞在資格の違反／就労に関して

第3章 J-1 交流訪問者ビザ 87

3-1 J-1 ビザとは？ 88

J-1 ビザの特徴／各プログラムの特徴／J ビザを取得できるのはどの機関？／ビザの期限と滞在期間／No Dual Intent Protection／2年間の自国待機条件／配偶者・子供のビザは？

3-2 J-1 ビザの取得方法と必要書類の準備 106

J-1 ビザ取得の流れ／ビザ申請に必要な書類

3-3 J-1 ビザの面接 111

面接予約／大使館面接

3-4 入国・滞在時の注意 118

入国時の注意／入国後の注意

第4章 その他のビザ 127

4-1 その他のビザ 128

4-2 H-1B 専門職ビザ 130

H-1B ビザとは？／H-1B ビザの申請時期と年間発行枠／年間枠免除期間／雇用主変更・同時雇用／Dual Intent Protection／配偶者と子供のビザは？／配偶者の就労許可証／H-1B ビザの申請方法

4-3 E 条約ビザ 136

E 条約ビザとは？／E-1 条約貿易商ビザ／E-2 条約投資家ビザ／E ビザ申請者資格条件／E ビザの有効期限／E ビザ会社登録と申請時期／雇用主変更／Dual Intent Protection／配偶者と子供のビザは？／配偶者の就労許可証／E ビザの申請方法

4-4 L 関連会社間移動ビザ 142

L ビザとは？／L ビザ派遣社員の資格条件／L ビザの有効期限／L ビザ

の申請時期／Dual Intent Protection／配偶者と子供のビザは？／配偶者の就労許可証／L-1ビザの申請方法／Lビザの一括申請（L Blanket Petition）

4-5 O 特殊技能ビザ 148

Oビザとは？／Oビザ有効期限／Oビザ申請時期／Dual Intent Protection／配偶者と子供のビザは？／配偶者の就労許可証／Oビザの申請方法

Q&A—アメリカビザに関したよくある質問にお答えします 152

用語集 165

あとがき 169

本書の関連ウェブサイトについて（編集部より）

本書には発行時点の情報を掲載していますが、アメリカビザの制度は、常に変化を続けています。実際の申請においては、下記のサイトで最新の情報を確認いただくことをお願いいたします。

- ・ 著者の大藏先生と監修の野口先生が運営するサイト「US VISA Station」では、アメリカビザ・移民関連の情報を提供いただいております。
⇒ <https://usvisastation.com/>
- ・ 本書に掲載したアメリカ政府のサイトへのリンク一覧を、羊土社「実験医学online」の本書紹介ページよりご覧いただけます。
⇒ <https://www.yodosha.co.jp/jikkenigaku/>

本出版に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本出版物に掲載された情報は、弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したのではなく、一般的情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、出版時点で可能な限り正確なものとする努力をしておりますが、法律や政府の方針は頻繁に変更されるものでもあり、正確さについての保証はできません。実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。テイラー・イングリッシュ・ドゥマ法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。